

令和5年度5月補正予算の概要

【令和5年度5月補正予算】

(単位：千円、%)

区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	増減率	備考
一般会計	23,000,289	398,024	23,398,313	1.7	
特別会計（補正予算なし）	12,705,300	—	12,705,300	—	
一般・特別会計 計	35,705,589	398,024	36,103,613	1.1	

1. 予算編成の考え方 【 補正総額398,024千円 】

一般会計

【398,024千円】

国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に苦しむ生活困窮世帯への支援事業等を予算化



- エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業
- 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業
- 割増商品券事業

2. 主な事業

(単位：千円)

【 一般会計 】

補正額 398,024千円

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援事業（生活福祉課） 214,247
生活困窮世帯等へ3万円を支給

○住民税均等割の非課税世帯等へ3万円の給付を行うもの。

▼給付対象者：令和5年6月1日現在、本市に住民登録されている世帯で、

- ①令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯(対象見込み 6,500世帯)
- ②令和5年1月からの家計急変世帯(対象見込み 100世帯)

▼給付の流れ

- ①課税情報を元に抽出した対象世帯に案内文書と確認書を送付し、返送された世帯に給付金を支給。(プッシュ型)
- ②生活福祉課にて申請を受け付け、審査の上、該当世帯に給付金を支給。

▼申請期限

令和5年10月31日(火) ※支給は11月30日(木)まで実施

- ②子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（子ども未来課） 67,527

児童一人につき 5 万円を支給

○低所得の子育て世帯へ児童一人につき 5 万円を支給するもの。

▼給付対象者

①ひとり親世帯(対象見込み 483 世帯 児童数 750 人)

(1)令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の受給者。

(2)公的年金等の受給により、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の受給者でない方。

(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る)

(3)令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の受給者ではないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同様の事情にあると認められる方。

②ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯(対象見込み 230 世帯 児童数 505 人)

(1)令和 4 年度「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給対象者。

(2)(1)のほか、対象児童の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方。

▼給付の流れ

①(1)及び②(1)

申請不要。(プッシュ型)

①(2)(3)及び②(2)

子ども未来課にて申請を受け付け、審査の上、該当世帯に給付金を支給。

▼申請期限

令和 6 年 2 月

③割増商品券事業 (商工観光課) 116,250 10 割増商品券(第 6 弾)の発行

○お盆時期の消費ニーズに対応するため、割増商品券を発行し、地域経済の活性化を図るもの。

▼商品券の概要

①発行冊数:最大 19,000 冊

②販売価格:5,000 円

③利用金額:10,000 円

④商品券の内訳:小規模店専用券×8 枚、共通券×2 枚

▼使用期間

約 3 か月(販売開始:令和 5 年 7 月末)

▼購入方法

各世帯に配布予定の事前申込用紙により申込を行い、受付順に発送される引換券を市内郵便局、コンビニエンスストア等に持参し購入。